

成年後見制度の利用促進 に関する取組について

－令和3年11月以降－

令和4年5月
法務省民事局

- 1 成年後見制度の利用促進のための周知**
- 2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及**
- 3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保**
- 4 成年後見制度の見直しの検討**

1 成年後見制度の利用促進のための周知

○ 任意後見制度に関するリーフレット・ポスターの新規作成

- ・ 新たに、任意後見制度に関するリーフレットを602,400部、ポスターを7,000部作成し、法務局、各種専門職団体、市町村、社会福祉協議会等に配布（参考1）

○ 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットの増刷

- ・ 成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットを554,700部増刷し、法務局、各種専門職団体、市町村、社会福祉協議会、中核機関等に配布（参考2）

○ 周知用動画の作成（予定）

- ・ 令和4年度中に、成年後見制度周知用の動画を作成し、法務省ホームページ等で公開予定

任意後見人となる方を自分で選ぶことができます。



以下のような事務を委任することができます。

- 「財産管理に関する法律行為」
- 本人の預貯金の管理・払戻し
 - 不動産等の重要な財産の処分 など
- 「身上監護に関する事務」
- 介護サービスの契約締結
 - 福祉関係施設への入所契約締結 など

当事者間の合意によって、法律の趣旨に反しない限り、自由に委任する事務の内容を決めることができます。

※成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等を選任し、その権限も基本的に法律で定められているなどの点で、任意後見制度と違いがあります。



これから任意後見契約を結ばれる方

●全国の公証役場
<https://www.koshonin.gr.jp/list>

任意後見監督人選任手続について

●全国の家庭裁判所

任意後見制度について

●法務省民事局参事官室
 TEL: 03-3580-4111(代表)



成年後見制度・成年後見登記制度について

法務省ホームページ
 「成年後見制度・成年後見登記制度」
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

(令和4年2月発行)

任意後見制度を知っていますか？



法務省民事局

任意後見制度とは、どのような制度ですか？

本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務の内容を公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。



任意後見契約で委任された事務は、いつから行うことができますか？

任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じます。自分の判断能力が低下した場合に備えて任意後見契約を締結した本人の意向を踏まえると、任意後見人となる方は、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申立をすることが求められます。



1 最近物忘れがひどくて、将来が不安…。



2



●任意後見契約は、公正証書によって契約する必要があります。

●法律の専門家である公証人が、本人の真意を確認し、確実な内容の契約が結ばれるようサポートします。

※任意後見監督人が選任されていない状態では、まだ委任者は任意後見契約で委任された事務を行えません。

3 お母さんに認知症の症状が出てきて…。



4 家庭裁判所に対し、「任意後見監督人」選任の申立てをします。

※本人以外の方が申立てをする場合、任意後見監督人を選任するには本人の同意が必要です。(ただし、本人が意思表示をすることができないときは必要ありません。)

5 家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から任意後見契約の効力が生じ、委任者が任意後見人となり、任意後見契約で委任された事務を開始します。

任意後見監督人は、任意後見人が任意後見契約の内容どおり、適正に仕事をしているかを監督します。



知っていますか？ 任意後見制度

認知症になってしまった場合に備えて、自分の財産管理やアパート経営を任せる人を決めておきたい。

信頼できる人をお願いしたい。

老後に備えて、自分の希望に添って生活や療養看護の手配してほしい。



任意後見制度とは、ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備え、あらかじめご本人自らが選んだ人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく成年後見制度のうちの一つです。

成年後見制度・成年後見登記制度

ほうむしやうみんじきやく
法務省民事局

法務省のホームページ「成年後見制度・成年後見登記制度」
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

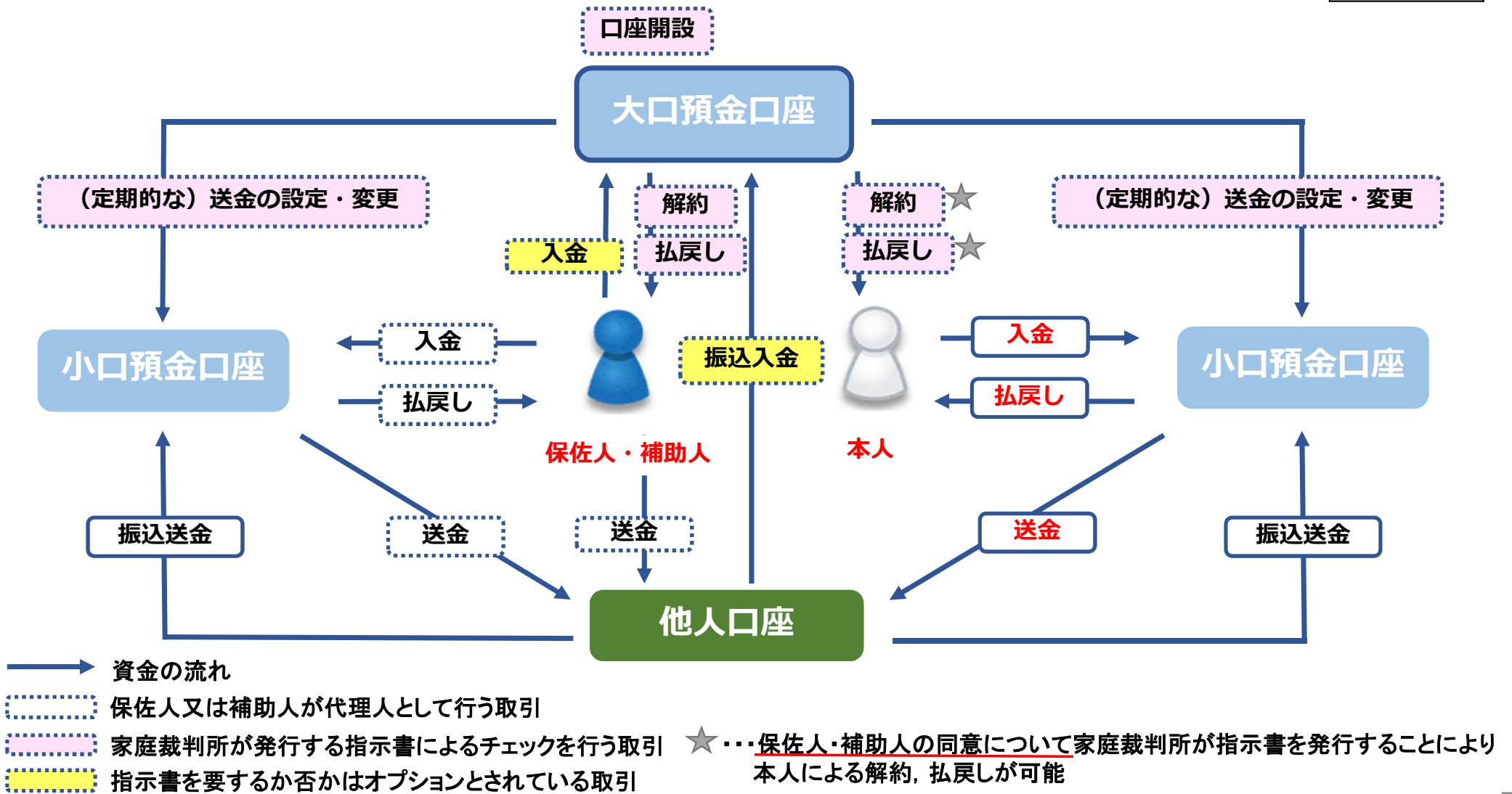




- ・ 法定後見制度・任意後見制度・後見登記制度について、制度の概要や手続などをQ A方式で説明
- ・ 任意後見制度及び後見・保佐・補助類型の事例について、メリットをわかりやすい形で説明

2 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及

- 令和4年2月、「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」で、保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みに関する方向性（参考3）について、専門職団体・当事者団体の関係者からヒアリングが実施された。
- ヒアリングでのご意見
保佐・補助類型を対象とする仕組みについて評価しつつ、本人の意思が最大限に尊重されるものにすべき、より柔軟に使いやすいものにすべき、本人への丁寧な説明や分かりやすい資料が必要といった意見のほか、金融機関・専門職後見人への要望などがあった。
- 今後、金融機関において、関係省庁等と連携しながら、具体的な運用の仕組みについて検討するなどして対応



3 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保

- (1) 「任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付」と
- (2) 「利用状況に関する意識調査の実施」

○ 概要

任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者約25万人のうち、契約締結後3年半以上経過している委任者（ご本人）及び受任者計約18万人に対して、令和3年度、令和4年度の2か年で実施

○ 令和3年度は約8万人を対象に実施（契約締結から約10年以上経過）

→結果は10ページ以降参照

○ 令和4年度は残りの約10万人に実施予定（契約締結から約3年半～10年経過）

(1) 任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付

- 令和3年12月、任意後見監督人の選任の申立てを促す文書を、任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者約8万人に送付

任意後見監督人の選任について

任意後見契約は、御本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されることにより、初めて契約の効力が生じるものです。

「契約の効力が生じる」とは、任意後見監督人の監督の下で任意後見人（＝任意後見契約の受任者）が任意後見契約で定められた特定の法律行為を御本人に代わって行うことが可能となることを指します。

そのため、任意後見制度を安心して御利用いただくためには、御本人の判断能力が低下した際に、御本人、受任者又は御家族から家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てをしていただくことが重要となります。

御本人の判断能力が低下し、任意後見監督人の選任を検討される場合には、各家庭裁判所で行っている手続の説明・案内（「家事手続案内」）を御利用願います。

(2) 利用状況に関する意識調査（令和3年度調査の概要）

○ 調査対象者

任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（ご本人）及び受任者約8万人を対象に実施（契約締結から約10年以上経過）

○ 調査票回収数 1万1,079人（回収率：13.9%）

○ 宛先に届かなかった数 2万9,077通

○ 到達数に対する回収率 21.8%（=11,079（回収数）／50,915（到達数）×100）

※ 調査結果の概要は11ページ～13ページ参照
調査結果の全体は16ページ以降参照（参考4）

(2) 利用状況に関する意識調査（結果概要①）

○ ご本人・受任者の現在の年齢（質問2）

ご本人の年齢は70歳以上が多く（ご本人死亡を含めると約80%）、受任者の年齢は60歳以上が多い（受任者死亡を含めると約63%）。

※ 契約締結時からの経過年数は11年から15年が最多

○ 受任者の立場（質問3）

親族が約63%、専門職が約12%、その他団体が約15%

○ 任意後見契約を締結した理由（質問4・複数回答可）

「自分の安全を守ってくれる公的な仕組みが備わった契約だから」が約60%、「任意後見人を自分で選ぶことができる」が約36%

○ 任意後見人の報酬（質問5）

「無償」が最多（約53%）、次に多いのが月額3万円未満（約21%）

○ 本人と受任者の連絡頻度・本人の判断能力の確認頻度（質問10、質問11）

「毎日～1か月に数度」がいずれも4割以上あるが、「1か月に1度」がいずれも2割弱、それ以外が「3～4か月に1度」以下となっている。

(2) 利用状況に関する意識調査（結果概要②）

○ 任意後見監督人の選任申立の有無（質問6）

- ・ 「した」方が約6%、「していない」方が約84%

任意後見監督人の選任申立てをしていない理由（質問7・複数回答可）

- ・ 「本人の判断能力に問題ない」が約65%
- ・ 一方、「任意代理契約のままで支障を感じていない（約17%。※）」「裁判所への申立てをするのが負担（約6%）」「選任の申立てが必要なことを知らなかった（約6%）」「任意後見監督人への報酬支払に抵抗がある（約5%）」「任意後見監督人等の監督を受けることに抵抗がある（約5%）」といった回答もある。

※ 任意代理契約を締結しているのは全回答者の約27%

○ 本人の判断能力が低下した場合の任意後見監督人の選任申立ての意向（質問14）

- ・ 「必ずする」「たぶんする」が合計約47%、「たぶんしない」「しない」「分からない」が合計約33% ※任意後見監督人の選任申立てをしていないと回答した方のみ回答

理由（質問15・複数回答可）

任意代理契約のままで支障を感じていない（約46%）、その他（約28%。本人死亡が多い）、裁判所への申立てが負担（約27%）、任意後見監督人等の監督を受けることに抵抗がある（約21%）、任意後見監督人に誰になるか分からない（約18%）、任意後見監督人への報酬支払に抵抗がある（約18%）など

(2) 利用状況に関する意識調査（結果概要③）

○ 本人の判断能力が低下した場合に任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを知っているか（質問13）

「知っている」が約68%、「知らない」が約24%

※「知らない」のうち約92%が親族の受任者（受任者に占める親族の割合は約63%）。親族の受任者のうち約38%が「知らない」と回答。

○ 任意後見制度で不便や不都合な点、制度を改正すべきと感じた点（質問16・複数選択可）

- ・ 「監督を受ける負担を軽減する仕組みにすべき（約23%）」 「任意後見監督人等による監督が負担（約19%）」 「公正証書を作成するために公証役場に行くのが負担（約18%）」 「任意後見監督人への報酬支払が負担（約15%）」 などの回答があった。
- ・ 他方、「無回答等」が約40%あった。



制度に関する理解の不十分さが原因と思われる回答があるため、引き続き、公証役場で任意後見契約の内容や本人の判断能力が低下した場合に速やかに任意後見監督人選任の申立てをする必要があることの丁寧な説明、関係機関と連携したリーフレット・ポスターなどによる継続的な制度の周知が必要

4 成年後見制度の見直しの検討

(1) 成年後見制度の在り方に関する研究会（※）における検討

- 検討対象 成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）の見直し
- 時 期 第1回 令和4年6月7日
- メンバー 座 長 山野目章夫・早稲田大学大学院法務研究科教授
委 員 合計13名（学者6名、弁護士1名、司法書士1名、
社会福祉士1名、当事者団体4名）
関係省庁 法務省民事局、厚生労働省社会・援護局、最高裁家庭局

※ 公益社団法人商事法務研究会が主催。

(2) 見直しに関する主な論点

成年後見制度利用促進専門家会議においては、制度の見直しに関し、以下のような指摘がされた。

- **成年後見制度のスポット利用の可否**
 - ・ 他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき
- **成年後見制度の3類型の在り方**
 - ・ 成年後見制度の3類型（後見・保佐・補助）を廃止して、事案に応じて権限を付与すべき
- **成年後見人の柔軟な交代**
 - ・ 本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべき
- **成年後見人の報酬の在り方**
 - ・ 後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべき
- **任意後見制度の在り方**
 - ・ 任意後見制度の利用が低調であるため、同制度の利用を促進する方策を検討すべき
 - ・ 本人の判断能力が低下しているのに、適切な時期に任意後見監督人の選任申立てがされていない

1 回答者の属性

| | |
|-------|----------------|
| ①ご本人 | 2,191人 (19.8%) |
| ②受任者 | 8,780人 (79.2%) |
| ③無回答等 | 108人 (1.0%) |

※「無回答等」とは、無回答又は回答内容が判別不能なものなどを指す。

2 (1) ご本人の年齢 (令和4年1月1日時点)

| | |
|--------------|----------------|
| ①39歳以下 | 14人 (0.1%) |
| ②40～49歳 | 34人 (0.3%) |
| ③50～59歳 | 114人 (1.0%) |
| ④60～69歳 | 394人 (3.6%) |
| ⑤70～79歳 | 1,109人 (10.0%) |
| ⑥80～89歳 | 2,065人 (18.6%) |
| ⑦90歳以上 | 1,800人 (16.2%) |
| ⑧お亡くなりになっている | 3,909人 (35.3%) |
| ⑨無回答等 | 1,640人 (14.8%) |

2 (2) 受任者の年齢 (令和4年1月1日時点)

| | |
|--------------|----------------|
| ①39歳以下 | 99人 (0.9%) |
| ②40～49歳 | 555人 (5.0%) |
| ③50～59歳 | 1,491人 (13.5%) |
| ④60～69歳 | 3,097人 (28.0%) |
| ⑤70～79歳 | 2,857人 (25.8%) |
| ⑥80～89歳 | 752人 (6.8%) |
| ⑦90歳以上 | 107人 (1.0%) |
| ⑧お亡くなりになっている | 182人 (1.6%) |
| ⑨無回答等 | 1,939人 (17.5%) |

(参考) 令和元年7月29日時点の調査結果 (専門家会議 第4回中間検証WGに報告)
 登記されている (閉鎖を除く) 任意後見契約 (約12万件) の契約締結時の本人の平均年齢 → 約80歳

2 (3) 契約締結時からの経過年数 (令和4年1月1日時点)

| | |
|----------|----------------|
| ① 5～10年 | 2,074人 (18.7%) |
| ② 11～15年 | 4,654人 (42.0%) |
| ③ 16～20年 | 1,482人 (13.4%) |
| ④ 21～25年 | 231人 (2.1%) |
| ⑤ 無回答等 | 2,638人 (23.8%) |

3 受任者の立場

| | |
|--|----------------|
| ① ご本人の親族 | 6,972人 (62.9%) |
| ② ご本人の友人・知人 | 602人 (5.4%) |
| ③ 専門職 (弁護士・弁護士法人・司法書士 ・司法書士法人・社会福祉士等) | 1,331人 (12.0%) |
| ④ 市民後見人 | 19人 (0.2%) |
| ⑤ その他個人 | 145人 (1.3%) |
| ⑥ その他団体 (NPO法人 ・社会福祉協議会・一般社団法人等) | 1,653人 (14.9%) |
| ⑦ 無回答等 | 357人 (3.2%) |

(参考) 平成30年11月の調査結果
(専門家会議 第4回中間検証WGに報告)

平成30年10月及び11月に、全国の公証役場で新たに公正証書が作成された任意後見契約 (約1900件) の受任者の属性

| | |
|-------|-------|
| 親族 | : 70% |
| 友人知人 | : 6% |
| 専門職 | : 17% |
| 市民後見人 | : 0% |
| その他個人 | : 1% |
| その他団体 | : 6% |

4 任意後見契約を締結した理由（ご本人（2,191人）への質問）（複数選択可）

| | |
|---|---------------|
| ①判断能力が低下した場合に自分の安全を守ってくれる公的な仕組みが備わった契約だから | 1,323人（60.4%） |
| ②任意後見人を誰にするか自分で選ぶことができるから | 795人（36.3%） |
| ③任意後見人に代理させる事柄等を自分で決めることができるから | 393人（17.9%） |
| ④任意後見人の報酬の有無や額を当事者で決めることができるから | 163人（7.4%） |
| ⑤その他 | 117人（5.3%） |
| ⑥無回答等 | 338人（15.4%） |

5 任意後見契約で定められた任意後見人に対する報酬額

| | |
|----------------|---------------|
| ①月額10万円以上 | 65人（0.6%） |
| ②月額5万円以上10万円未満 | 261人（2.4%） |
| ③月額3万円以上5万円未満 | 739人（6.7%） |
| ④月額3万円未満 | 2,331人（21.0%） |
| ⑤無償（報酬なし） | 5,860人（52.9%） |
| ⑥その他 | 320人（2.9%） |
| ⑦分からない | 761人（6.9%） |
| ⑧無回答等 | 742人（6.7%） |

6 任意後見監督人の選任の申立ての有無

| | | |
|--------|----------------|--|
| ①した | 665人 (6.0%) | |
| ②していない | 9,329人 (84.2%) | (内訳 本人:1,730人(18.5%)、受任者:7,564人(81.1%)、不明:35人(0.4%)) |
| ③分からない | 647人 (5.8%) | (内訳 本人:150人(23.2%)、受任者:490人(75.7%)、不明:7人(1.1%)) |
| ④無回答等 | 438人 (4.0%) | |



○回答者の属性（質問1）ごとの割合

| | 「していない」 | | 「分からない」 | |
|-----|---------|-------|---------|------|
| 本人 | 1730 | 79.0% | 150 | 6.8% |
| 受任者 | 7564 | 86.2% | 490 | 5.6% |
| 不明 | 35 | 32.4% | 7 | 6.5% |

(参考) 令和元年7月29日時点の調査結果（専門家会議 第4回中間検証WGに報告）
 閉鎖登記を除く全登記 : 監督人選任登記「あり」は3%、「なし」は97%
 閉鎖された登記 : 監督人選任登記「あり」は22%、「なし」は78%
 本人死亡で閉鎖された登記 : 監督人選任登記「あり」は34%、「なし」は66%

7 (質問6で②を選んだ方…9,329人(本人:1,730人、受任者:7,564人、不明:35人))
任意後見監督人の選任の申立てをしていない理由(複数選択可)

| | |
|--|---------------|
| ①御本人の判断能力に問題がなく、必要がないから | 6,051人(64.9%) |
| ②御本人の判断能力が低下しているか分からないから | 294人(3.2%) |
| ③医師の診断書等多くの書類の準備が必要となるなど 裁判所への申立てをするのが負担だから | 565人(6.1%) |
| ④任意後見監督人に誰がなるのか分からないから | 364人(3.9%) |
| ⑤任意後見監督人に報酬が支払われることに抵抗があるから | 466人(5.0%) |
| ⑥任意後見監督人や家庭裁判所による監督を受けることに 抵抗があるから | 466人(5.0%) |
| ⑦任意代理契約のままで支障を感じていないから | 1,564人(16.8%) |
| ⑧選任の申立てが必要なことを知らなかったから | 537人(5.8%) |
| ⑨御本人が意思を表示することができる場合において、 御本人の同意が得られないから | 92人(1.0%) |
| ⑩その他(※少なくとも6割以上が本人「死亡」) | 1,304人(14.0%) |
| ⑪無回答等 | 162人(1.7%) |

8 本人と受任者との間の任意代理契約の締結の有無

| | |
|----------|---|
| ①締結している | 2,952人 (26.6%) |
| ②締結していない | 6,105人 (55.1%) |
| ③分からない | 1,367人 (12.3%) (内訳 本人:294人(21.5%)、受任者:1,063人(77.8%)、不明:10人(0.7%)) |
| ④無回答等 | 655人 (5.9%) |



○回答者の属性（質問1）ごとの割合

| | |
|------|----------------|
| 本人： | 294人 (13.4%) |
| 受任者： | 1,063人 (12.1%) |
| 不明： | 10人 (9.3%) |

(参考) 平成30年11月の調査結果
(専門家会議 第4回中間検証WGに報告)

平成30年10月及び11月に、全国の公証役場で新たに公正証書が作成された任意後見契約(約1900件)の類型

移行型：75%、将来型：24%、即効型：1%

9 (8で①を選んだ方) 任意代理契約に基づき受任者が行っている代理行為(複数選択可)

| | |
|--------------------------------|----------------|
| ①任意代理契約を締結したものの、具体的な代理行為はしていない | 765人 (25.9%) |
| ②預貯金や出資金に関する金融機関等との取引関係 | 1,765人 (59.8%) |
| ③御本人所有の特定の不動産の管理・処分関係 | 871人 (29.5%) |
| ④介護・医療契約その他の福祉サービスの契約・支払関係 | 1,716人 (58.1%) |
| ⑤その他 | 202人 (6.8%) |
| ⑥無回答等 | 33人 (1.1%) |

10 任意後見契約締結後の本人と受任者との連絡頻度

| | |
|----------------|----------------|
| ①毎日～1か月に数度 | 5,375人 (48.5%) |
| ②1か月に1度 | 1,825人 (16.5%) |
| ③3～4か月に1度 | 629人 (5.7%) |
| ④6～7か月に1度 | 245人 (2.2%) |
| ⑤1年に1度 | 1,651人 (14.9%) |
| ⑥2～3年に1度 | 48人 (0.4%) |
| ⑦ほとんど連絡を取っていない | 349人 (3.2%) |
| ⑧無回答等 | 957人 (8.6%) |

11 (受任者(8,780人)への質問) 任意後見契約締結後のご本人の判断能力の確認頻度

| | |
|---------------|----------------|
| ①毎日～1か月に数度 | 3,969人 (45.2%) |
| ②1か月に1度 | 1,405人 (16.0%) |
| ③3～4か月に1度 | 574人 (6.5%) |
| ④6～7か月に1度 | 208人 (2.4%) |
| ⑤1年に1度 | 1,573人 (17.9%) |
| ⑥2～3年に1度 | 27人 (0.3%) |
| ⑦ほとんど確認をしていない | 283人 (3.2%) |
| ⑧無回答等 | 741人 (8.4%) |

12 (受任者への質問) ご本人の判断能力の把握方法 (複数選択可)

| | |
|-------------------------------|----------------|
| ①受任者が訪問や電話などにより直接確認 | 6,770人 (77.1%) |
| ②ご本人の親族から聞き取り | 442人 (5.0%) |
| ③民生委員や自治会等の地域関係者から聞き取り | 1,469人 (16.7%) |
| ④ケアマネジャーやホームヘルパー等の福祉関係者から聞き取り | 3,440人 (39.2%) |
| ⑤医師の診断結果を確認 | 2,370人 (27.0%) |
| ⑥その他 (「同居」を理由とするものが多い) | 643人 (7.3%) |
| ⑦無回答等 | 729人 (8.3%) |

13 (受任者(8,780人)への質問) ご本人の判断能力が低下した場合には、受任者は速やかに任意後見監督人の選任の申立てをすることが求められることを知っているか。

①知っている 5,998人(68.3%)
 ②知らない 2,060人(23.5%)
 ③無回答等 722人(8.2%)

○回答者の内訳① (割合はそれぞれの選択肢を選択した方の合計を分母とするもの)

| 受任者の属性 | 親族 | | 友人 | | 専門職 | | 市民後見人 | | その他個人 | | その他団体 | | 不明 | |
|--------|------|-------|-----|------|-----|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|----|------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 知っている | 3115 | 51.9% | 326 | 5.4% | 954 | 15.9% | 12 | 0.2% | 76 | 1.3% | 1507 | 25.1% | 8 | 0.1% |
| 知らない | 1889 | 91.7% | 121 | 5.9% | 15 | 0.7% | 1 | 0.0% | 28 | 1.4% | 3 | 0.1% | 3 | 0.1% |

○回答者の内訳② (割合はそれぞれの受任者の属性ごとのもの)

| 受任者の属性 | 親族 | | 友人 | | 専門職 | | 市民後見人 | | その他個人 | | その他団体 | | 不明 | |
|--------|------|-------|-----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 知っている | 3115 | 62.3% | 326 | 72.9% | 954 | 98.5% | 12 | 92.3% | 76 | 73.1% | 1507 | 99.8% | 8 | 72.7% |
| 知らない | 1889 | 37.7% | 121 | 27.1% | 15 | 1.5% | 1 | 7.7% | 28 | 26.9% | 3 | 0.2% | 3 | 27.3% |

14 (質問6で②を選んだ(任意後見監督人選任の申立てをしていない)方)

(対象者: 9,329人(本人:1,730人、受任者:7,564人、不明:35人))

今後、ご本人の判断能力が低下した場合には、任意後見監督人の選任の申立てをするか。

| | | |
|---------|----------------|--|
| ①必ずする | 2,882人 (30.9%) | (内訳 本人:333人(11.6%)、受任者:2,547人(88.4%)、不明:2人(0.1%)) |
| ②たぶんする | 1,542人 (16.5%) | (内訳 本人:439人(28.5%)、受任者:1,094人(70.9%)、不明:9人(0.6%)) |
| ③たぶんしない | 940人 (10.1%) | (内訳 本人:218人(23.2%)、受任者:720人(76.6%)、不明:2人(0.2%)) |
| ④しない | 1,020人 (10.9%) | (内訳 本人:156人(15.3%)、受任者:857人(84.0%)、不明:7人(0.7%)) |
| ⑤分からない | 1,088人 (11.7%) | (内訳 本人:262人(24.1%)、受任者:821人(75.5%)、不明:5人(0.5%)) |
| ⑥無回答等 | 1,857人 (19.9%) | (内訳 本人:322人(17.3%)、受任者:1,525人(82.1%)、不明:10人(0.5%)) |

○回答者の内訳 (割合は質問6で「②していない」を選択した本人、受任者又は不明を分母としたもの)

| | 「必ずする」 | | 「たぶんする」 | | 「たぶん しない」 | | 「しない」 | | 「分からない」 | | 「無回答等」 | |
|-----|--------|-------|---------|-------|--------------|-------|-------|-------|---------|-------|--------|-------|
| 本人 | 333 | 19.2% | 439 | 25.4% | 218 | 12.6% | 156 | 9.0% | 262 | 15.1% | 322 | 18.6% |
| 受任者 | 2547 | 33.7% | 1094 | 14.5% | 720 | 9.5% | 857 | 11.3% | 821 | 10.9% | 1525 | 20.2% |
| 不明 | 2 | 5.7% | 9 | 25.7% | 2 | 5.7% | 7 | 20.0% | 5 | 14.3% | 10 | 28.6% |

14 【P24の再掲】（質問6で②を選んだ（任意後見監督人選任の申立てをしていない）方）

（対象者：9,329人（本人：1,730人、受任者：7,564人、不明：35人））

今後、ご本人の判断能力が低下した場合には、任意後見監督人の選任の申立てをするか。

| | | | |
|---------|--------|---------|--|
| ①必ずする | 2,882人 | (30.9%) | (内訳 本人:333人(11.6%)、受任者:2,547人(88.4%)、不明:2人(0.1%)) |
| ②たぶんする | 1,542人 | (16.5%) | (内訳 本人:439人(28.5%)、受任者:1,094人(70.9%)、不明:9人(0.6%)) |
| ③たぶんしない | 940人 | (10.1%) | (内訳 本人:218人(23.2%)、受任者:720人(76.6%)、不明:2人(0.2%)) |
| ④しない | 1,020人 | (10.9%) | (内訳 本人:156人(15.3%)、受任者:857人(84.0%)、不明:7人(0.7%)) |
| ⑤分からない | 1,088人 | (11.7%) | (内訳 本人:262人(24.1%)、受任者:821人(75.5%)、不明:5人(0.5%)) |
| ⑥無回答等 | 1,857人 | (19.9%) | (内訳 本人:322人(17.3%)、受任者:1,525人(82.1%)、不明:10人(0.5%)) |

○受任者に関する回答の内訳①（割合はそれぞれの選択肢を選択した受任者の合計を分母とするもの）

| 受任者の属性 | 親族 | | 友人 | | 専門職 | | 市民後見人 | | その他個人 | | その他団体 | | 不明 | |
|--------|------|-------|----|------|-----|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|----|------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 必ずする | 519 | 20.4% | 82 | 3.2% | 456 | 17.9% | 2 | 0.1% | 30 | 1.2% | 1456 | 57.2% | 2 | 0.1% |
| たぶんする | 878 | 80.3% | 76 | 6.9% | 111 | 10.1% | 3 | 0.3% | 16 | 1.5% | 6 | 0.5% | 4 | 0.4% |
| たぶんしない | 621 | 86.3% | 44 | 6.1% | 45 | 6.3% | 1 | 0.1% | 5 | 0.7% | 4 | 0.6% | 0 | 0.0% |
| しない | 746 | 87.0% | 40 | 4.7% | 52 | 6.1% | 1 | 0.1% | 14 | 1.6% | 4 | 0.5% | 0 | 0.0% |
| 分からない | 740 | 90.1% | 49 | 6.0% | 22 | 2.7% | 0 | 0.0% | 6 | 0.7% | 2 | 0.2% | 2 | 0.2% |
| 無回答 | 1138 | 74.6% | 91 | 6.0% | 238 | 15.6% | 3 | 0.2% | 27 | 1.8% | 27 | 1.8% | 1 | 0.1% |

14 【P24の再掲】（質問6で②を選んだ（任意後見監督人選任の申立てをしていない）方）

（対象者：9,329人（本人：1,730人、受任者：7,564人、不明：35人））

今後、ご本人の判断能力が低下した場合には、任意後見監督人の選任の申立てをするか。

| | | | |
|---------|--------|---------|--|
| ①必ずする | 2,882人 | (30.9%) | (内訳 本人:333人(11.6%)、受任者:2,547人(88.4%)、不明:2人(0.1%)) |
| ②たぶんする | 1,542人 | (16.5%) | (内訳 本人:439人(28.5%)、受任者:1,094人(70.9%)、不明:9人(0.6%)) |
| ③たぶんしない | 940人 | (10.1%) | (内訳 本人:218人(23.2%)、受任者:720人(76.6%)、不明:2人(0.2%)) |
| ④しない | 1,020人 | (10.9%) | (内訳 本人:156人(15.3%)、受任者:857人(84.0%)、不明:7人(0.7%)) |
| ⑤分からない | 1,088人 | (11.7%) | (内訳 本人:262人(24.1%)、受任者:821人(75.5%)、不明:5人(0.5%)) |
| ⑥無回答等 | 1,857人 | (19.9%) | (内訳 本人:322人(17.3%)、受任者:1,525人(82.1%)、不明:10人(0.5%)) |

○受任者に関する回答の内訳②（割合はそれぞれの受任者の属性ごとのもの）

| 受任者の属性 | 親族 | | 友人 | | 専門職 | | 市民後見人 | | その他個人 | | その他団体 | | 不明 | |
|--------|------|-------|----|-------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 必ずする | 519 | 11.2% | 82 | 21.5% | 456 | 49.4% | 2 | 20.0% | 30 | 30.6% | 1456 | 97.1% | 2 | 22.2% |
| たぶんする | 878 | 18.9% | 76 | 19.9% | 111 | 12.0% | 3 | 30.0% | 16 | 16.3% | 6 | 0.4% | 4 | 44.4% |
| たぶんしない | 621 | 13.4% | 44 | 11.5% | 45 | 4.9% | 1 | 10.0% | 5 | 5.1% | 4 | 0.3% | 0 | 0.0% |
| しない | 746 | 16.1% | 40 | 10.5% | 52 | 5.6% | 1 | 10.0% | 14 | 14.3% | 4 | 0.3% | 0 | 0.0% |
| 分からない | 740 | 15.9% | 49 | 12.8% | 22 | 2.4% | 0 | 0.0% | 6 | 6.1% | 2 | 0.1% | 2 | 22.2% |
| 無回答 | 1138 | 24.5% | 91 | 23.8% | 238 | 25.8% | 3 | 30.0% | 27 | 27.6% | 27 | 1.8% | 1 | 11.1% |

15 質問14で「③たぶんしない」「④しない」「⑤分からない」を選んだ方
(任意後見監督人の選任の申立てにつき消極的な方)の理由(複数選択可)

| | |
|---|----------------|
| ①裁判所への申立てをするのが負担だから | 810人 (26.6%) |
| ②任意後見監督人に誰になるのか分からないから | 545人 (17.9%) |
| ③任意後見監督人に報酬が支払われることに抵抗があるから | 540人 (17.7%) |
| ④任意後見監督人や家庭裁判所による監督を受けることに抵抗があるから | 631人 (20.7%) |
| ⑤任意代理契約のままで支障を感じていないから | 1,410人 (46.3%) |
| ⑥御本人が意思を表示することができる場合において、御本人の同意が得られないから | 145人 (4.8%) |
| ⑦その他(本人の「死亡」を理由とするものが多い) | 862人 (28.3%) |
| ⑧無回答等 | 91人 (3.0%) |

16 任意後見制度について、不便や不都合を感じた点、制度を改正すべきだと感じた点(複数選択可)

| | |
|--|----------------|
| ①公正証書を作成するために公証役場に行くのが負担に感じる | 1,963人 (17.7%) |
| ②任意後見監督人に報酬が支払われることが負担に感じる | 1,685人 (15.2%) |
| ③任意後見監督人や家庭裁判所による監督が負担に感じる | 2,142人 (19.3%) |
| ④一定の公的機関等への簡便な定期報告により監督を受けるものとするなど、監督の負担を軽減する仕組みにすべきと感じる | 2,545人 (23.0%) |
| ⑤判断能力が低下したときに、きちんと任意後見が開始されるか不安である | 1,066人 (9.6%) |
| ⑥任意後見受任者になってくれる人を探すのが負担に感じる | 630人 (5.7%) |
| ⑦任意後見契約の締結について相談する窓口を探すのが負担に感じる | 719人 (6.5%) |
| ⑧その他 | 1,423人 (12.8%) |
| ⑨無回答等 | 4,439人 (40.1%) |